



地方厚生 (支) 局医療課長都道府県民生主管部(局)

国民健康保険主管課(部)長都道府県後期高齢者医療主管部(局)後期高齢者医療主管課(部)長

殿

厚生労働省保険局医療課長

厚生労働省保険局歯科医療管理官

検査料の点数の取扱いについて

標記について、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」 (平成22年3月5日保医発0305第1号)の一部を下記のとおり改正し、平成22年12 月1日から適用しますので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹 底をお願いします。

記

- 1 別添1第2章第3部第1節第1款D012中(41)を(42)とし、(30)から(40)までを(31)から(41)までとし、(29)の次に次のように加える。
 - (30) 肺炎球菌細胞壁抗原(定性)
 - ア 肺炎球菌細胞壁抗原(定性)は、「23」の尿中肺炎球菌莢膜抗原に準じて 算定する。
 - イ 喀痰又は上咽頭ぬぐいを検体として、イムノクロマト法により、肺炎又は 下気道感染症の診断に用いた場合に算定する。
 - ウ 尿中肺炎球菌莢膜抗原と併せて実施した場合には、主たるもののみ算定する。

(参考:新旧対照表)

◎「診療報酬の算定方法の制定等に伴う実施上の留意事項について」(平成22年3月5日保医発0305第1号)別添1第2章第3部中

<u>● ・砂冻和助り昇足力仏り</u> 同足寺に干了美旭。	上の田息事項について」(平成	X 22 平 3 月	5 口保医第10305 第1号)別欲1男2早	・弟 3 部 中	
改 正 後			現	行		
D012 感染症免疫学的検査		D012	感染症免疫学的検査			
(1)~(29) (略)		(1)~(29)	(略)			•
(10) 肺炎球菌細胞壁抗原(定性)						
ア 肺炎球菌細胞壁抗原(定性)は、	「23」の尿中肺炎球菌莢膜	-				
抗原に準じて算定する。		•				
イ 喀痰又は上咽頭ぬぐいを検体とし	て、イムノクロマト法によ			•		
り、肺炎又は 下気道感染症の診断	に用いた場合に算定する。					
ウ 尿中肺炎球菌莢膜抗原と併せて実						
ののみ算定する。						
(<u>11)</u> ~(<u>11)</u> (略)		7.	•			
		(30)~(41)	(略)		•	
		1 111	CHY			